

◇鳥取県児童福祉施設に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、児童福祉法の一部が改正され、条例で児童福祉施設の設備及び運営の基準を定めることとされたことに伴い、当該基準を定める。

2 条例の概要

- (1) 病院、診療所又は助産所として必要な職員及び設備を有すること、事故・苦情に適切に対応すること等の助産施設の職員、設備、運営等の基準を定める。
- (2) 施設の長、看護師、保育士又は児童指導員等を置くこと、寝室の面積は、乳幼児1人につき2.47平方メートル以上とすること等の乳児院の職員、設備、運営等の基準を定める。
- (3) 施設の長、母子支援員、少年を指導する職員、個別対応職員等を置くこと、母子室の面積を30平方メートル以上とすること等の母子生活支援施設の職員、設備、運営等の基準を定める。
- (4) 保育士を、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とすること、保育室又は遊戯室の面積を満2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上とすること等保育所の職員、設備、運営等の基準を定める。
- (5) 施設の長及び児童の遊びを指導する者を置くこと、児童館等の屋内の施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること等の児童厚生施設の職員、設備、運営等の基準を定める。
- (6) 施設の長、児童指導員、保育士、個別対応職員等を置くこと、児童の居室の1室の定員を4人以下とすること等の児童養護施設の職員、設備、運営等の基準を定める。
- (7) 施設の長、児童指導員、保育士等を置くこと、児童の居室の1室の定員を4人以下とすること等の福祉型障害児入所施設の職員、設備、運営等の基準を定める。
- (8) 病院として必要な職員のほか、施設の長、児童指導員等を置くこと、病院として必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けること等の医療型障害児入所施設の職員、設備、運営等の基準を定める。
- (9) 施設の長、児童指導員、保育士等を置くこと、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場、医務室等を設けること等の福祉型児童発達支援センターの職員、設備、運営等の基準を定める。
- (10) 診療所として必要な職員のほか、施設の長、児童指導員、保育士、看護師等を置くこと、診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室等を設けること等の医療型児童発達支援センターの職員、設備、運営等の基準を定める。
- (11) 施設の長、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師等を置くこと、児童の居室の1室の定員を4人以下とすること等情緒障害児短期治療施設の職員、設備、運営等の基準を定める。
- (12) 施設の長、児童自立支援専門員、児童生活支援員、個別対応職員等を置くこと、児童の居室の1室の定員を4人以下とし、その面積を1人につき4.95平方メートル以上であること等の児童自立支援施設の職員、設備、運営等の基準を定める。
- (13) 施設の長及び支援を担当する職員を置くこと、相談室を設けること等の児童家庭支援センターの職員、設備、運営等の基準を定める。
- (14) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県婦人保護施設に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、社会

福祉法の一部が改正され、条例で社会福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めることとされたことに伴い、婦人保護施設について当該基準を定める。

## 2 条例の概要

- (1) 施設長、利用者を指導する職員、調理員等を置くこと、居室の1室の定員を原則4人以下とすること、苦情に迅速かつ適切に対応すること等の婦人保護施設の職員、設備、運営等の基準を定める。
- (2) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

### ◇鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の新設について

#### 1 条例の新設理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、児童福祉法の一部が改正され、条例で指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等の従業者、設備及び運営に関する基準を定めることとされたことに伴い、当該基準を定める。

#### 2 条例の概要

- (1) 管理者、児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者等を置くこと、指導訓練室、サービスの提供に必要な設備及び備品等を設けること等の指定児童発達支援に係る従業者、設備及び運営に関する基準を定める。
- (2) 診療所として必要な従業者のほか、管理者、児童指導員、保育士、看護師、児童発達支援管理責任者等を置くこと、診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室等を設けること等の指定医療型児童発達支援に係る従業者、設備及び運営に関する基準を定める。
- (3) 管理者、指導員又は保育士、児童発達支援管理責任者等を置くこと、指導訓練室、サービスの提供に必要な設備及び備品等を設けること等の指定放課後等デイサービスに係る従業者、設備及び運営に関する基準を定める。
- (4) 管理者、訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を置くこと、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画、サービスの提供に必要な設備及び備品等を設けること等の指定保育所等訪問支援に係る従業者、設備及び運営に関する基準を定める。
- (5) 管理者、看護師、児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者等を置くこと、居室、調理室、浴室、便所等を設けること等の指定福祉型障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準を定める。
- (6) 病院として必要な従業者のほか、管理者、児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者等を置くこと、病院として必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けること等の指定医療型障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準を定める。
- (7) 施行期日等
  - ア 平成25年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

### ◇鳥取県医療法施行条例の新設について

#### 1 条例の新設理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、医療法の一部が改正され、条例で病院及び診療所の薬剤師、看護師等の配置の基準等を定めることとされたことに伴い、当該基準を定める。

#### 2 条例の概要

- (1) 病院及び診療所の開設許可の基準となる病床数の算定において、介護老人保健施設等の特殊な病床については規則で定めるところにより補正を行う。
  - (2) 病院及び医師が3人以上の診療所には専属の薬剤師を置くことなど病院及び診療所の薬剤師、看護師等の配置の基準を定める。この場合において、病院が有すべき看護師及び准看護師の員数は、次のとおりとする。
-

療養病床	患者4人につき1人（平成24年6月30日までに知事に届け出た病院の病床については、平成30年3月31日までは、6人につき1人）
精神病床、結核病床	患者4人につき1人
感染症病床、一般病床	患者3人につき1人
外来	患者30人につき1人

- (3) 療養病床のある病院には談話室及び食堂を設けることなど、病院及び療養病床を有する診療所の施設の基準を定める。
- (4) 施行期日等
- ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。